

第3部—第4 災害に強いまちづくりの推進

I まちづくり指標

| 協働指標 | 計画策定時の状況 (平成13年) | 前期実績値 (平成15年) | 中期実績値 (平成18年) | 目標値 (平成22年) |
|----------|---------------------|------------------|------------------|----------------|
| 建築物の不燃化率 | 49.5% | 51.5% | 52.8% | 向上 |

建築物に占める非木造建築物の割合である、建築物の不燃化率(床面積率)を示す指標です。非木造建築の中高層建築物も増加していますが、木造住宅も増加しているため、全体として1.3%の増となっています。今後も防火地域、準防火地域の指定地域の拡大を図り、防火造耐火造建物の建築を促進するなど、耐震・耐火の災害に強いまちづくりを推進します。

| 行政指標 | 計画策定時の状況 (平成12年) | 前期実績値 (平成15年) | 中期実績値 (平成18年) | 目標値 (平成22年) |
|---------------|---------------------|------------------|------------------|----------------|
| 災害用備蓄倉庫の設置箇所数 | 22カ所 | 26カ所 | 31ヶ所 | 38カ所 |

コミュニティ・センター及び小中学校等防災拠点における、災害用備蓄倉庫の設置状況を示す指標です。計画期間内には、避難所となる全ての防災拠点に災害用備蓄倉庫を設置し機能強化を図ります。

II 施策・主な事業の体系

1 計画の整備と推進

| | |
|----------------------|------------------------|
| (1)「地域防災計画」の改定と推進 | ◎ ①「地域防災計画」の改定と推進 |
| (2)耐震改修促進計画の策定と推進 | ◎ ①「耐震改修促進計画」の策定と推進 |
| (3)国民の保護に関する計画の運用・推進 | ※ ①「国民の保護に関する計画」の運用・推進 |

2 災害に強い基盤整備

| | |
|-------------------------|----------------------------------|
| (1)防災ブロックの形成 | ◎ ①木造住宅密集市街地整備事業等の推進 |
| | ◎ ②都市計画道路等の整備の促進 |
| | ◎ ③地区計画制度等の活用 |
| | ④防災まちづくり意識の普及・啓発 |
| (2)建築物の不燃化・耐震化等の促進 | ①老朽住宅の建替え誘導 |
| | ②木造住宅耐震診断・改修助成事業の実施 |
| | ③防火地域等の指定の拡大 |
| (3)オープンスペースの確保と道路空間の防災化 | ①緑と水の回遊ルート整備に伴う都市の防災化 |
| | ②ブロック塀の生け垣化、接道部緑化の推進 |
| | ③細街路整備の推進 |
| | ④防災公園、避難ルートの整備 |
| | ⑤農地の多面的機能の活用 |
| (4)都市型水害対策の推進 | ◎ ①都市型水害対策の推進(「第4部—第3 水循環の促進」参照) |

3 防災機能の強化

| | |
|-----------------|------------------------------------------|
| (1) 災害対策物資の備蓄 | ◎ ① 災害用備蓄倉庫の充実 |
| | ◎ ② 災害時トイレの整備 |
| | ◎ ③ 備蓄品の整備・充実 |
| (2) 消防力の整備 | ◎ ① 消防団詰所の整備 |
| | ※ ② 災害時における連絡体制の充実 |
| | ◎ ③ 消防力の強化要請 |
| | ◎ ④ 自衛消防用資機材の整備 |
| | ◎ ⑤ 防火貯水槽の整備 |
| | ◎ ⑥ 民間集合住宅への防火貯水槽設置補助事業の推進 |
| (3) 公共施設の防災拠点化 | ◎ ① 学校施設、コミュニティ・センター、公園、地区公会堂などの防災拠点化の推進 |
| | ◎ ② 耐震補強工事の実施 |
| | ◎ ③ 飲料水及び生活用水の確保 |
| | ◎ ④ 案内板・標識の整備 |
| (4) ライフラインの確保 | ◎ ① 上下水道の耐震化推進(「第4部-第3 水循環の促進」参照) |
| | ◎ ② 電気・ガス・通信施設の耐震化推進の要請 |
| (5) 防災情報システムの整備 | ◎ ① 防災無線(地域系)の更新 |
| | ◎ ② 災害情報収集・伝達方法の確立 |
| | ◎ ③ 多様な防災情報システムの整備 |
| | ◎ ④ 防災拠点間のネットワーク化の推進 |

4 防災コミュニティづくり

| | |
|----------------------------|-------------------------------------------------|
| (1) 自主防災組織を核とした防災コミュニティの育成 | ◎ ① 自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の実施 |
| | ※ ② 防災カルテ・防災マップの作成 |
| | ※ ③ 防災情報の積極的提供・防災意識の啓発 |
| | ※ ④ 避難所運営連絡会の設置 |
| (2) 防災まちづくりのためのネットワーク化の推進 | ◎ ① 関係機関、民間企業との連携 |
| | ◎ ② 地域団体及び各種活動団体との連携 |
| | ◎ ③ 災害に活かせる技術等を持った人財の発掘と連携 |
| (3) 防災訓練の推進 | ※ ① 地域・学校・関係機関が連携した実践的訓練の実施 |
| | ※ ② 防災キャンプの実施 |
| (4) 防災教育の推進 | ◎ ① 三鷹ネットワーク大学との協働による防災施策の調査研究及びレスキュー学など防災教育の推進 |
| | ◎ ② 学校教育における防災教育の推進 |

5 推進体制の整備

| | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 危機管理体制の強化 | ◎ ① 災害対策本部の体制強化 |
| | ◎ ② 平常時業務における危機管理対策の確立 |
| | ◎ ③ 職員の危機管理能力及び防災行動力の向上 |

| | |
|-----------------------|-------------------------|
| (2) ボランティア等との連携 | ※ ①災害ボランティア等の受け入れ体制の確立 |
| | ※ ②被災建築物応急危険度判定の実施体制の充実 |
| (3) 災害時緊急医療体制の整備 | ※ ①病院・医師会等との連絡・協力体制の強化 |
| | ※ ②災害時医療体制の充実 |
| (4) 災害時要援護者の安全確保体制の整備 | ※ ①災害時要援護者への対応の検討 |
| | ②緊急通報システムの整備 |
| | ③家具転倒防止対策の推進 |
| (5) 帰宅困難者支援体制の検討 | ※ ①帰宅困難者への対応の検討 |
| (6) 国・東京都・近隣自治体との連携強化 | ①調布基地跡地の防災拠点化の要請 |
| | ②近隣自治体との連絡体制の強化 |
| (7) 姉妹・友好都市等との連携 | ①相互広域応援訓練の実施 |
| (8) 自動体外式除細動器(AED)の配置 | ※ ①自動体外式除細動器(AED)の配置 |

Ⅲ 主要事業(◎で示しています:事業内容は、追加・変更のあったもののみ記載)

1-(1)-① 「地域防災計画」の改定と推進

東京都防災会議による新たな被害想定公表、東京都地域防災計画の修正、最近の実災害の教訓を踏まえ、三鷹市地域防災計画の改定を行います。主な改定方針は、災害対応マニュアル的要素の導入による応急活動の時系列化、業務分担の一層の明確化と本部初動態勢等基本体制の強化、集中豪雨対策の再構築です。

計画改定後、減災につながる予防計画、迅速な対応が求められる応急活動計画を中心に、速やかに具体的な取り組みを推進していきます。
(市・市民・関係機関・関係団体)

1-(2)-① 「耐震改修促進計画」の策定と推進

既存建築物の耐震性を向上させることにより、震災の未然防止と都市の防災性を高めるため、「耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断・耐震改修を計画的かつ総合的に推進します。
(市・市民・関係団体)

2-(1)-① 木造住宅密集市街地整備事業等の推進

2-(1)-② 都市計画道路等の整備の促進

2-(1)-③ 地区計画制度等の活用

災害に強いまちづくりの前提として都市構造上の問題が第一にあげられます。すなわち、都市計画道路等で囲まれた「まちづくりブロック」を形成することにより延焼遮断帯や避難ルート等を確保することが求められます。そこで、上連雀二～五丁目、井の頭地区等災害危険度の高い地域を重点地域に位置付け、都市の再構築を推進する必要があります。具体的には、再開発促進地区の指定、耐震改修促進地区の指定の検討、都市計画道路等の整備の促進、地区計画等の活用、狭あい道路の拡幅、国及び東京都の補助事業の活用(密集住宅市街地整備促進事業、木造住宅密集地域整備促進事業、都市防災不燃化促進事業など)などにより、密集市街地の整備を促進します。
(市・市民・関係団体・民間・都市機構等・都)

3-(1)-① 災害用備蓄倉庫の充実

3-(2)-① 消防団詰所の整備

3-(3)-① 学校施設、コミュニティ・センター、公園、地区公会堂などの防災拠点化の推進

3-(3)-② 耐震補強工事の実施

学校施設は避難所として重要な拠点であり、またコミュニティ・センターは、自主防災組織の本部が設置され、地域の災害活動の重要な拠点となっています。学校施設及びコミュニティ・センターの耐震化や災害用備蓄倉庫、給水設備の設置、また要介護者用避難所の確保や、地域の防災拠点での災害時要援護者の受け入れ態勢の整備など、防災拠点としての機能を強化します。なお、学校施設やコミュニティ・センターを含めた公共施設の耐震化については、耐震改修促進計画、地域防災計画及びファシリティ・マネジメントの推進に関する方針に基づき、計画的な取り組みを進めるとともに、耐震診断結果を踏まえ、必要な場合は緊急的な対応も図っていきます。

(市・市民・関係団体)

3-(5)-① 防災無線(地域系)の更新

防災無線(地域系)は、防災拠点である学校、市内公共施設、病院、ライフライン等の防災関連機関と市との災害時の情報収集や伝達の情報連絡網として重要な役割を担っておりますが、地域防災無線システムに使用している800MHz帯の周波数の使用期限が平成23年5月までとなっているため、更新を含めシステムの検討を行います。

(市)

3-(5)-② 災害情報収集・伝達方法の確立

災害時には、防災行政無線等で迅速に情報を収集し、伝達することが市民の生命・財産を守る大きな要因となります。収集した情報を迅速に伝達するために、気象情報等を市民にメール配信、ホームページに掲示をする防災気象情報システムの構築、地震や津波などの緊急情報を人工衛星から防災行政無線を通じて住民に直接伝える全国瞬時警報システム(J-Alert)の導入を図ります。

(市・市民・関係団体)

4-(1)-① 自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の実施

4-(2)-① 関係機関、民間企業との連携

4-(2)-② 地域団体及び各種活動団体との連携

5-(1)-① 災害対策本部の体制強化

改定の地域防災計画及び災害対策本部運営マニュアルなどにおいて、災害対策本部の活動態勢を整備し、明確な業務分担に基づく災害時の初動態勢の一層の充実を図ります。ハード面の対策として、災害対策本部の活動拠点となる防災センター機能の再検討を行うとともに、補完施設の確保を図ります。また、ソフト面として、自然災害だけでなく大規模な感染症対策など総合的な危機管理体制の強化を図るため、庁内外の関係機関と対策会議を設け、事例研究や対策を協議し、検討します。また、地域防災無線システムを核とする情報連絡体制の確立を図ります。

(市・関係機関・関係団体)

5-(1)-② 平常時業務における危機管理対策の確立

5-(1)-③ 職員の危機管理能力及び防災行動力の向上

危機管理体制の強化策として危機に強い人づくりを行うこととし、職員に対し、図上訓練の実施、救命技能資格の取得など実践的なトレーニングを行います。また、地域防災計画の改定を踏まえ、職員一人ひとりが災害時の主要な業務の流れを総覧し、取り組みの状況が把握できるよう初動マニュアルの作成に取り組むほか防災ポケットメモの更新などにより、災害時に迅速かつ的確な行動が取れるよう能力向上に取り組めます。

(市)

IV 新規・拡充事業(※で示しています:事業内容は、追加・変更のあったもののみ記載)

1-(3)-① 「国民の保護に関する計画」の運用・推進

計画に基づく市民保護のための避難指示および緊急事態等対処マニュアルの作成、避難訓練の実施などの事業を推進します。

(市)

3-(2)-② 災害時における連絡体制の充実

災害時において、消防団が迅速かつ的確な現場対応が図れるよう、消防団本団、分団(10分団)、消防署及び市に操作性、携帯性に優れた消防団活動用無線機を配備するとともに、携帯電話のメール機能を活用して、地図情報とリンクした被災情報を送信できるシステムの導入を図るなど連絡体制の一層の充実に努めます。

(市・関係機関・関係団体)

4-(1)-② 防災カルテ・防災マップの作成

4-(1)-③ 防災情報の積極的提供・防災意識の啓発

平常時には、さまざまな機会と手段を通して市民一人ひとりの防災意識を喚起し、緊急時に的確な行動が取れる知識と防災行動力を身につけることが必要です。そこで、平成19年度作成の防災マップ・洪水ハザードマップを全戸に配布するなど、市が持っている防災関係のデータを積極的に提供し、さらに効果的に市民の防災意識が啓発できる方法を検討していきます。

(市)

4-(1)-④ 避難所運営連絡会の設置

災害発生時に速やかな避難所開設、初動時の円滑な避難所運営が行えるよう、「避難所運営連絡会」を設置し、災害発生時に即応できる体制を整えます。平成18年度に災害時の医療救護所である第五小学校をモデルケースとして「避難所運営連絡会」を立ち上げましたが、今後も医療救護所設置小学校6校をはじめ全避難所に設置を図ります。

(市・市民・関係団体)

4-(3)-① 地域・学校・関係機関が連携した実践的訓練の実施

4-(3)-② 防災キャンプの実施

5-(2)-① 災害ボランティア等の受け入れ体制の確立

5-(2)-② 被災建築物応急危険度判定の実施体制の充実

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、当面の使用の可否について判定する被災建築物応急危険度判定について、実施体制の充実を図ります。

(市・市民・関係機関等)

5-(3)-① 病院・医師会等との連絡・協力体制の強化

5-(3)-② 災害時医療体制の充実

災害時の初動医療体制を早急に確立するために、災害医療対策本部と病院・診療所等の連携体制の強化を図るとともに、震度6弱以上の地震発生時には、市医師会に所属するクリニックや診療所等を閉院し、医師などの医療スタッフが、災害時医療救護所、市内8病院で医療活動に従事する災害時医療体制を確立しました。今後は、災害時の医療救護所や病院の運営方法について、関係機関と協議し防災訓練等で検証しながら災害時医療体制の充実を図ります。

(市・関係機関・関係団体)

5-(4)-① 災害時要援護者への対応の検討

災害時要援護者の現状把握に努めるとともに、自主防災組織と社会福祉施設との災害時支援協定の拡大など、地域における連携・支援体制の確立をめざします。また、高齢者、障がい者や外国籍市民に対する情報提供手段の整備などを実施します。

(市・市民・関係団体・関係機関・NPO等)

5-(5)-① 帰宅困難者への対応

5-(8)-① 自動体外式除細動器(AED)の配置

心停止を起こした場合、居合わせた人が自動体外式除細動器(AED)で救命行為をすることは有効とされています。そこで、平成18年度より不特定多数の市民が集まる市内の公共施設に自動体外式除細動器(AED)を配置してきましたが、今後も配置の拡充を図ります。

(市)